

## 法整備支援の意義とこれまでの実績

平成 15 年 5 月 14 日

### 1. 我が国の経済協力における法整備支援の位置づけ

- (1) 我が国の政府開発援助に関する中期政策（平成 11 年 8 月 30 日）において、「貧困対策や社会開発分野への支援」、「経済・社会インフラへの支援」等と並んで「人材育成・知的支援」が重点課題として位置付けられており、法整備支援は、この「知的支援」の重要な柱として位置付けられる。知的支援の意義については、下記(2)のように述べられている。
- (2) 「市場経済移行国のみならず、経済の急速なグローバル化が進む中で経済発展を進めてきた開発途上国においては、そのような変化に経済・社会体制を適応させるためソフト面での支援の重要性が高まっている。我が国の経済発展の過程において蓄積されてきた経験やノウハウには開発途上国の発展に有効に活用しうるものがある。具体的には、法制度整備を含め各種制度・政策の形成のための支援などが重要であり、我が国の人材を活用した政策アドバイザー等の派遣を含めた取り組みが有効である。なお、こうしたソフト面での支援は、貿易投資分野での相互依存関係の高まりの中で WTO に基づく多角的貿易体制といった世界経済システムを支えるためにも重要となっている。」

### 2. 法整備支援推進の意義

- (1) 開発援助政策全体の中で、90 年代から、開発を効果的に進めていく上で「良い統治（グッド・ガバナンス）」の推進が不可欠であるとの認識が急速に広まり、特に、東西冷戦終結後には、旧共産圏の市場主義経済への移行支援という新たな課題も加わっており、中南米・アフリカにおける民主化プロセス、中国・ベトナム等での経済改革等に我が国としても積極的に取り組んでいる。
- (2) このような全体的な流れの中で、我が国は、途上国における法整備への支援にも積極的に取り組んでおり、これまで、援助要請を踏まえて、カンボジア、ベトナム、ラオス等、アジア諸国を中心に専門家派遣、研修員受入等による人材養成プログラムを実施してきた。今後とも、相手国からの要請を踏まえつつ、継続的な協力を行っていくことが望ましい。

### 3. 法整備支援の個別プロジェクトの例（JICA が日本側実施機関となっているもの）

#### (1) ベトナム

##### (イ) 実施期間：

第 1 フェーズ：1996 年 12 月 1 日～1999 年 11 月 30 日

第 2 フェーズ：1999 年 12 月 1 日～2002 年 11 月 30 日（2003 年 3 月 31 日まで延長）

##### (ロ) 実施体制：

国内協力機関：外務省、法務省、最高裁、日弁連、名古屋大学法学部、等

相手側実施機関：司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院

##### (ハ) 協力目的：

- ・民法・商法等の市場経済化に必要な法的枠組み整備への支援。
- ・協力の 3 本柱は、個別立法作業への助言、法体系整備への助言（ベトナム現行法令の鳥瞰図作成、民法改正共同研究）、人材育成（司法官僚、裁判官、検察官）。

##### (ニ) 日本側協力内容

- ・長期専門家：4 名（法務省、最高裁、日弁連、JICA）
- ・短期専門家による現地セミナー：6～7 コース程度
- ・国別特設：4 コース（人数ベース：40 名）
- ・学位取得を目的とした長期研修員の受け入れ：3～4 名程度
- ・機材・文献供与：必要に応じて

##### (ホ) 協力実績

- ・ 専門家派遣 延べ 116 名
  - 長期専門家 法務省、日弁連、最高裁、JICA
  - 短期専門家による現地セミナーの一例 財産登記 / 供託、民事訴訟法、民事執行法、破産法、民事責任法、商法、会社法、独占禁止法、不正競争防止法、知的所有権、アセアン諸国の投資法、証券取引法、刑事訴訟法、経済犯罪等
- ・ 研修員受入 215 名
  - 国別特設コース : 209 名 (法務省を中心に受入)
    - ・ 我が国の司法制度・検察制度、商法、民法、民事執行法、民事保全法、証券取引法、知的所有権、刑事訴訟法、等
  - 長期研修員受入 : 名古屋大学法学研究科において受入

## (2) カンボジア

### (イ) 実施期間 :

1999 年 3 月 5 日 ~ 2003 年 3 月 4 日

### (ロ) 実施体制 :

国内協力機関 : 外務省、法務省、文部科学省、日弁連、大学教授、等  
相手側実施機関 : 司法省

### (ハ) 協力目的 :

- ・ 民法・民事訴訟法の整備と適切な司法手続きの実施を目的とし、共同の法案作業を行うとともに、日本の法制度、裁判制度、弁護士制度に関する研修を実施。  
日本 カンボジア双方の起草チーム (民法、民事訴訟法) が共同して法案の起草作業を行う。
- 日本における司法行政、裁判制度、弁護士制度について研修を実施する。  
関連情報・資料の整備を図る。

### (ニ) 日本側協力内容 :

- ・ 長期専門家 : 2 名 (日弁連、その他)
- ・ 短期専門家による現地セミナー : 7~8 コース程度
- ・ 国別特設 : 2 コース (人数ベース : 16 名)
- ・ 学位取得を目的とした長期研修員の受け入れ : 3~4 名程度
- ・ 機材・文献供与 : 必要に応じて

### (ホ) 協力実績

- ・ 専門家派遣 延べ 122 名
  - 長期専門家 日弁連、大学
  - 短期専門家による現地セミナーの一例 民法、民訴法について部会を設置し、担当部分についてセミナー及びワークショップを実施
- ・ 研修員受入 215 名
  - 国別特設コース : 68 名 (民法、民事訴訟法関連)

## (3) ラオス (実施予定)

### (イ) 実施時期 : 2003 年度の実施を予定

### (ロ) 協力目的 : 法学教育から司法制度、実務法曹者養成までの一貫した養成制度を確立することを目標とする。

### (ハ) 協力実績 : 司法省、最高人民裁判所、最高人民検査院を対象としたアドバイザー型専門家を派遣し、現状調査を行うとともに、法制度整備全般に関する助言を実施。短期専門家を 1 ヶ月派遣し、実務者を対象とする基礎的な研修を実施。平成 13 年度は 30 名の研修生を受け入れると共に、学位取得を目的とした長期研修員を若干名受け入れ。

(以上)